

事 務 連 絡
平成 21 年 2 月 18 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産おくら)

標記については、平成 20 年 3 月 31 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、フィリピン政府において残留農薬に係る対策が講じられたことが確認されたことから、同事務連絡の別添 1 の 2 を別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。